

打開策の検討について

概況

- 平成18年4月19日に開催した理事会・評議員会合同会議において、候補地5ヶ所を決定した後、候補地周辺の町内会を対象に説明会を開催
- 説明会では、最終処分場の必要性や安全性について説明し公社事業への理解を求めているが、未だ現地詳細調査の実施には至っていない
- また、併せて候補地周辺以外の住民にも公社事業に関する説明会を開催している

◆田辺市秋津川

- ・全4地区において説明会を実施
- ・候補地直近の地区において反対が根強い

◆田辺市稲成町

- ・全6地区において説明会を実施（2巡目）
- ・5候補地平等に調査を実施することとの要望

◆串本町高富

- ・地区住民対象の説明会を1回だけ実施
- ・候補地からの撤回を要望
- ・基本的に公社の説明は聞かないという姿勢

★串本町議会から候補地撤回を求める意見書提出

説明会において出された主な意見

●処分場の排出水について

- ・処分場から流れてくる水の安全性
- 飲み水、農業用水及び下流の生物に影響は出ないのか
(建設中の濁水を懸念する声もあり)

●処分場の機能について

- ・遮水シートの耐久性 →破損の可能性はないのか
破損した場合の対応は？
- ・埋め立てたごみ
→埋立終了後、埋め立てたごみはどうなるのか

●地域振興について

いわゆる迷惑施設を受け入れてもらうのだから何らかの振興策はあるのか

●運営管理体制について

- ・事故等への対応→責任の所在は明確なのか
- ・運搬車両の通行
→ダンプカーが走り回って危ないのではないか
- ・埋立終了後の適正管理
→埋め立ててそのまま放っておくのではないのか

●候補地選定について

- ・現地調査の取り扱い
調査着手がそのまま施設整備に直結するのか
1ヶ所を決めるときは強行するのではないのか
- ・候補地選定の手順
5ヶ所の選定そのものがおかしいのではないのか
31ヶ所あるいは全く白紙に戻すべき

公社としての取り組みの方向

1 平成19年度中を一つのリミットとして考え取り組む

平成23年度中の供用開始を目指すのであれば、19年度中に建設用地を決定する必要
少なくとも、19年度中に白黒はっきりしないと、今後の事業進捗の見込みはない

2 紀南地域全域で処分場が必要だという気運を盛り上げる

どうしても必要なんだという気持ちがあれば、候補地周辺の方は納得してくれない

3 候補地周辺の住民に対するさらなる説明の実施

なるべく全ての住民に説明できるようにこれまで以上に工夫し取り組む必要がある

具体的に今年度実施すること

●公社事業の紀南地域全域への周知

説明会・イベント（シンポジウムを含む）の開催。リーフレットの配付

○田辺市については環境学習会と連携し実施中であり、継続して実施

○串本町については現時点では実施していないので是非実施したい。（串本町ごみ減量等審議会には2度実施）

★シンポジウムについてはまず、十分に説明会等を実施した上で、各候補地への影響を見極めた上で開催する。
（特に開催の形式・時期が重要）を検討する。

●候補地周辺地区への説明の実施

なるべく全ての住民に話しを聞いてもらう方法を検討し、実施する。

○町内会、各種団体の構成員と、今後の進め方を協議・検討し効果的な説明を実施する。

（★町内会によっては、協力してもらえないところもあり得るが、当該自治体と協力し、よりよい方法を考える。）

●候補地選定に関する意見に対する考えについて

資料2

●3ヶ所の段階に戻すべきとの意見について

- ・5ヶ所の候補地は、現状で考えられるもっとも客観的かつ公正なプロセスを経て選定されたものであり、これを白紙に戻すことはない。
- ・評価に不備があったとの指摘もあるが、スクリーニングの段階で除外すべき地域は除外し(平成16年度)、次の段階で自然、社会、環境の3項目により候補地を平等に評価し、5ヶ所を選定(平成17年度)しており不備はない。
- ・当然、5つの候補地にはそれぞれ固有の自然、環境、社会の状況があるが、それについては現地詳細調査で実施することとしており、5ヶ所を白紙に戻す理由は見あたらない(白紙に戻すと言うことは、公社事業そのものを見直すことである。)

●5ヶ所同時の調査を行うことについて

- ・5ヶ所同時の調査は、この事業の前提であり、これは変えられない。
- ・候補地周辺の住民もこの点は非常に重要視しており、5ヶ所同時でなければ調査は受け入れていただけない。



候補地の選定には、情報公開の徹底を基本に、学識経験者に公募の民間人を加えた委員会で実施した。

(平成16年度)

法令等に基づき国又は件により開発が規制されている区域を除外したエリアから、地図上で必要容量が確保できる候補地を探した。なお、その際には各自治体に意見照会を実施した。・・・31ヶ所

(平成17年度)

自然、社会、環境の評価項目を設定し、候補地を地形図、地質図、植生図、住宅地図等の文献により調査・評価し、適性の高い候補地を選定した。・・・5ヶ所

(次の段階)

地形・地質、水文、動植物等の現地調査を実施し、その結果を基に候補地を決定する。(環境影響評価を実施する。)